

令和3年第12回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月24日(金) 開会 午前 9時17分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(12人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 4番 久保田勝

委員 1番 友野秀一 2番 平塚尚吾 3番 吉川光彦

5番 池谷昭二 6番 田嶋正明 7番 増田恒治

8番 法師 励 9番 加藤敏夫 10番 中島伸吉

11番 宮岡幸江

4. 欠席委員(0人)

5. 遅刻委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 1番 友野秀一 2番 平塚尚吾

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について

議案第6号 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る意見について

報告第1号 農地賃貸借合意解約について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行 堀井正信 太間雅嗣

野村雅紀 豊泉 隆 岩田孝三郎

中村郁夫 清水裕司 宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 吉野 博明

主幹 河西 多郎

主事 中島 健人

9. その他の出席者

環境経済部長 原嶋 裕子

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員9名であります。農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第12回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、中村義男推進委員です。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、1番、友野秀一委員、2番、平塚尚吾委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してありますとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第5号2番は、9番、加藤敏夫委員が、当該議案の審議開始から終了まで退席をさせていただくことになります。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

本議案では、各担当委員による議案の読み上げは一部省略し、案件の番号ごとに、当事者、受人の氏名、筆数、合計面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

なお、議事録における土地の表示等は、巻末に議案書を添付することで対応します。

それでは、1番を議題といたします。

担当、4番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員4番(久保田 勝君)

4番、久保田です。1番についてご説明申し上げます。なお、読み上げについては一部省略します。

譲受人、〇〇〇〇。2筆。合計面積、2,304平方メートル。申請理由、受人は、渡人の農業後継者として、農地の贈与を受けるべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自、

247アール。

12月21日に堀井推進委員と現地を確認し、耕作状況などは電話で話を伺いました。

2筆とも茶園で、取得後も茶畑として使うとのことでした。

〇〇〇〇さん、〇〇歳のお宅は、茶栽培を主体とした専業農家で、お茶工場もされています。所有する農地についての肥培管理等、よく管理されており、農機具についても、普通トラック、軽トラック、乗用の摘採機、防除機等、必要なものは一式そろっており、特に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、堀井正信委員、東金子地区推進委員として、補足説明等ご意見ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（堀井正信君）

東金子推進委員の堀井です。

久保田委員の申し上げたとおりで、何ら問題ないかと思われま。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の1番は、渡人の農業後継者として親族へ農地の贈与を行うための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項についてご説明申し上げます。久保田委員さんより説明がありましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は260アールとなり、50アールの下限面積要件にも合致いたします。申請地の耕作状況は、現在茶畑でございますが、許可後も茶畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われま。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

す。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当、2番、平塚尚吾委員、説明を願います。

○農業委員2番(平塚尚吾君)

2番、平塚です。第1号議案の2番についてご説明申し上げます。なお、読み上げにつきましては一部省略させていただきます。

2番、譲受人、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、1,525平方メートル。申請理由、受人は、農業経営の規模拡大を図るべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自、195アール。

12月22日に耕作状況などを確認してまいりました。

譲受人は、〇〇〇で195アールを耕作するお茶農家です。〇〇〇〇で〇〇地区を中心に、市内数か所の農地にて茶園を耕作しております。また、農機具につきましても、茶刈り機2台、トラック1台、軽トラック1台、防除機など、必要なものは一式所有しております。今回の申請地は、〇〇〇〇〇の南側にある茶畑です。許可後は、今の茶樹を伐採し、新たに茶樹を作付する予定です。今後の耕作については、何の支障もないと考えられますが、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、清水裕司委員、藤沢地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（清水裕司君）

藤沢地区推進委員の清水です。

ただいま平塚委員さんが申し上げたとおり、何ら問題もないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願ひます。

○事務局

議案第1号の2番は、農業経営規模拡大のための農地の取得でございます。

農地法第3条の許可検討事項についてご説明申し上げます。平塚委員さんより説明がありましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は210アールとなり、50アールの下限面積要件にも合致いたします。申請地の耕作状況は、現在茶畑でございますが、許可後も茶畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（なし。の声）

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手願ひます。

（挙手全員）

○議長

全員賛成でございます。

本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、3番を議題といたします。

担当、8番、法務委員、説明をお願いします。

○農業委員8番（法務 勸君）

8番、法務です。議案第1号の3番についてご説明申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

3番、譲受人、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、1,775平方メートル。申請理由、受人は、渡人の農業後継者として農地の贈与を受けるべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自、195アール。

12月23日に、野村推進委員と耕作状況などは確認してきました。

譲受人は、〇〇〇と〇〇〇で195アールを耕作する米、野菜及び植木農家です。〇〇〇〇で耕作しております。また、農機具についても、トラクター2台、耕運機2台など、必要なものは一式所有しております。今回の申請地は、渡人である〇が持つ農地を農業後継者である受人、〇〇へ贈与するものです。現在、植木畑、野菜畑となっており、今後も同様の利用を予定しております。一部、伸びた植木については伐採の予定があり、今後の耕作に支障はないものと考えますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

推進委員の野村です。

ただいま法務委員の説明があったとおりで、何ら問題もないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案第1号の3番は、渡人の農業後継者として、同一生計の親族へ農地の贈与を行うための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項についてご説明申し上げます。法師委員さんより説明がありましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は195アールとなり、50アールの下限面積要件にも合致いたします。申請地の耕作状況は、現在、植木畑、野菜畑でございますが、許可後も野菜畑、植木畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われま

す。以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、4番を議題といたします。

担当、8番、法師励委員、説明を願います。

○農業委員8番(法師 励君)

8番、法師です。議案第1号の4番についてご説明申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

4番、譲受人、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、2,218平方メートル。申請理由、受人は、渡人の農業後継者として農地の贈与を受けるべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自、195アール。

12月23日に、野村推進委員と耕作状況などを確認してきました。

先ほど説明しました3番の隣接地となります。譲受人は、〇〇〇と〇〇〇で195アールを耕作する米、野菜及び植木農家です。〇〇〇〇で耕作しております。また、農機具についても、トラクター2台、耕運機2台など、必要なものは一式所有しております。今回の申請地は、渡人である〇〇が持つ農地を農業後継者である受人、〇へ贈与するものです。現在、植木畑、野菜畑となっており、今後も同様の利用を予定しております。一部、伸びた植木については伐採の予定があり、今後の耕作に支障はないものと考えます。審議のほどよろしくお祈いします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお祈いします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

金子地区推進委員の野村です。

ただいま法師委員の説明があったとおりで、何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお祈いします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の4番は、渡人の農業後継者として同居の親族へ農地の贈与を行うための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項についてご説明申し上げます。法師委員さんより説明がありましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の世帯の耕作従事日数は150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は195アールとなり、50アールの下限面積要件にも合致いたします。申請地の耕作状況は、現在、植木畑、野菜畑でございますが、許可後も植木畑、野菜畑として利用する計画であり、周辺農地への影

響もないと思われます。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

田嶋委員。

○農業委員6番（田嶋正明君）

先ほどは○から○○ということだったのですけれども、今回は。

○事務局

今回の4号のほうにつきましては、○○の○○なので、○○さんから見れば○になります。

○○さんと○○さんが同一の経営体で経営されているということでございます。

以上でございます。

○議長

ほかに何かございませんか。

（なし。の声）

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長

全員賛成でございます。

本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、5番を議題といたしますが、本案件と、議案書の4ページの議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申についての2番の議題とは関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、議案第1号の5番と議案第3号の2番を一括議題といたします。

量や通風の面からも発電量の確保に理想的な土地となっております。また、十分なセットバックを確保できるため、2メートル以上の発電設備架台を設置する場合であっても、隣接農地への影響等に問題はありません。加えて、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇様が通作し、作付予定であるサカキを営農することにも十分適切な土地だと考えられます。

なお、隣接農地への影響は十分考慮し、被害防除等を適切に講じます。また、周辺農地の所有者へは既に弊社より10月31日に申請地にて事業説明会を実施しており、特別の質問や異議等がない旨を確認済みです。また、埼玉県条例等、各法令を遵守し、工事に係る運搬車両、工事時間においても、周辺環境に配慮しながら運営してまいります。何か問題があった場合は、弊社が責任を持って協議、対処いたします。

また、営農型発電設備の設置に係る農地一時転用許可につきましては、下部の農地の営農が適切になされていない場合には発電設備を撤去しなければならない可能性があることも十分に理解しております。そのような事態にならぬよう、弊社と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇様で密に連絡を取り、発電設備の運用に合わせ、下部の農地でも適切な営農が継続されるように最大限努めてまいります。

上記、ご勘案のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

12月23日に、野村推進委員と現地の状況を確認してきました。

借受人は、今年9月に農地法第3条で農地を取得した〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の農地を借り受け、営農型太陽光発電施設の設置並びに農地上空の利用を目的とした地上権の設定を行うものです。営農型太陽光発電施設設置に当たり、下部の農地にはサカキの作付を予定しております。また、周辺農地所有者や住民への説明会も実施しており、営農型太陽光発電施設設置の一時転用並びに地上権の設定に支障がないものと判断されますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

推進委員の野村です。

ただいま法師委員の説明があったとおりで、何ら問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

ただいまの議案第1号の5番は、渡人が所有、耕作する土地の上空に営農型太陽光発電のためのパネルを設置するに当たり、パネル設置範囲に地上権を設定するための申請でございます。

また、議案第3号の2番は、農地上空部分へ受人が売電目的で営農型太陽光発電施設を設置するための一時転用の許可申請でございます。

皆様のお手元のほうにA3判の配置図がございますので、併せて御覧いただければと思います。

初めに、農地法第3条の許可検討事項についてご説明申し上げます。農地について、所有権の移転、使用貸借による権利、賃借権、その他の使用及び収益を目的とする権利を設置する場合は、農地法第3条第1項の許可を受ける必要がございます。地上権は、その他の使用及び収益を目的とする権利でございます。また、農地法第3条の許可要件に関しては、地上権の設定の場合は農地の所有権移転や貸借の場合と異なり、農地の耕作に関する全部効率要件、耕作従事日数、下限面積要件などの要件は備える必要はございません。

法師委員さんより説明がありましたとおり、農地上空に営農型太陽光発電パネルを設ける部分の面積598.53平方メートル分について、その部分を使用する権利であり地上権を設定するものでございます。

太陽光発電パネルは、農地上空の約3メートルの高さに設置し、全部で72本の支柱で支える計画でございます。パネル下部は営農に支障が出ないよう2.5メートルの空間が確保されているため、耕作に支障はありません。パネル下部では、渡人がサカキを栽培する計画でございます。

なお、支柱部分は、農地法第5条許可の対象となります。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

す。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。

議案書に記載のあります転用面積0.34平方メートルは、太陽光発電パネルの支柱ぐい72本分及び電柱1本、看板の足2本分が占める面積でございます。摘要欄にございます598.53平方メートルは、パネル直下の面積で、農地法第3条による地上権の設定を行う面積でもございます。

次に、都市計画法に基づく開発許可制度の取扱いを確認したところ、建築物に該当しない場合は不要とのことでございます。

次に、申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地であることから、第1種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、農地法第5条第2項第1号のただし書及び同法施行令第11条第1項第1号に規定してあります申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該用地を供することが必要であると認められるものであることに合致しております。

また、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、資金計画については、設置費、撤去費等の経費を〇〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。そのほか一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

はい。

○農業委員6番（田嶋正明君）

案内図のこの設置場所の周辺、ここは何ですか。住宅ですか。

○事務局

案内図の西側は、半分が、向かって左側、こちらは住宅でございます。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

先ほどの説明の中に、了解を、こういうものを造るという了解は得られているという。

○事務局

説明会を実施したというふうに伺っております。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

○○でこういう設備を造って、私もその下に行ってみたのですが、何か充電する音が結構ブーンという音がするのです。気にならなければ、それでいいのだけれども、そういう音がするという事は事実ですね。

あともう一つは、○○○○○○さんがしばらくやるということですよ。下でね。

○事務局

はい。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

上を○○○○○○○○さんが営農型発電として使うという。場所は○○○なのですが、営農するに当たって、今まで地元の人が草とか、そういう問題がなかったのだからいいと思うのですが、サカキの栽培というのはよく分からないけれども、一回植えたら、そのほかあまりやることないのか。通う距離が結構ありますよね。○○から通うとき。

○事務局

○○からは、距離的には、隣接の市ではないのですが、ただ通ってこられない距離ではないというふうに伺っております。

それとあと、サカキのほうなのですが、一度植え付けると、ほとんどあとは草刈りとか、そういう肥培管理のこととなりますので、野菜とかに比べたら手がかからないというふうには伺っております。

以上でございます。

○議長

はい、どうぞ。

○農業委員 5 番（池谷昭二君）

せんだって、前お伺いしたときに、○○のサカキの関係と関連あるのですか。○○の○○の○○、○○○。

○事務局

一応そういう出荷ですとか、そういうものとか栽培、アドバイスはもらうというか、出荷先、そういうものはそこに出すような話はちょっと。

○農業委員 5 番（池谷昭二君）

別々の会社で。

○事務局

そうですね。一応あくまでも〇〇〇〇〇〇は福祉事業の中の一環で、就労の機会とか、そういうものの提供ということで、そこでサカキを栽培するということですので、〇〇〇さんは市場に出すものをメインにやっているのですけれども、こちらの今回の〇〇〇さんのほうも一応出荷の計画としては、そういうスーパーというのですか、そういったところにも出すというふうには書いてありますけれども、その辺がどの程度の製品になるかというのは、ちょっとまだ分からない。ただ、〇〇〇さんに一応アドバイスとか、そういうものはもらうというふうには伺っております。

○農業委員 5 番（池谷昭二君）

〇〇〇さんのほうで、うちの地区のほうの畑は大分草がひどかったんで、その点の流れで、これも草になってしまうのかなと思って、ちょっと心配しているのですけれども、その点については大丈夫ですか。

○事務局

草になるということであれば、営農型の太陽光発電施設になりますので、3年に1回、一時転用の許可を取らなくてはいけないという点もございますし、毎年、利用状況の報告を農業委員会のほうに出さなくてはいけないというのがございますので、そのほか農地パトロールの対象にもなりますので、その点はしっかりやっていなかったら指導のほうしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○農業委員 5 番（池谷昭二君）

あと、賃貸料というのはどういうことになっている。

○事務局

許可申請書の中には使用貸借権と書いてございます。ですので、私どものお金が発生していないというふうには伺っております。

○農業委員 5 番（池谷昭二君）

分かりました。

○議長

加藤委員。

○農業委員 9 番（加藤敏夫君）

こういった太陽光発電のあれも、国では場所によって推奨しているようなことも聞いていますけれども、〇〇〇としてもこういったあれは例がこれから増えてくると思うのです。そういった面で、市の考えとしてはどうなのですか。場所によっては、埼玉県でも〇〇ですか、結構こういったケースが増えているようなのですけれども、場所によって景観が損なわれるとか、そういった反対運動も結構起きているようなこともちょっと聞いているのですけれども、今後、こういった形が増えてくるに当たり、市の方針としては何か考えていることがあるか。

○事務局

ちょっと市の方針ではないのですけれども、今回の営農型の施設については、1種農地ということで農地が広がる場所なのですけれども、へりの部分ですね、1種でも。真ん中というか、ある程度、農地の集団性に影響が出るようなところは、県のほうでも許可をしたくないというか、ちょっとしない。場所によっても、どこでもいいというわけではなくて、やはりそういったへりの部分であれば構わないというようなことを伺っております。

それと、市のほうはちょっと専門外になってしまうのですけれども、再生可能エネルギーがやはり求められているというのがありますので、全然ゼロということではないのですけれども、ただ、やはり営農型の太陽光となると、その下の営農した上で、その太陽光をやるということですので、営農がある程度しっかりしている方でないと、それなりの太陽光のパネルの投資した回収までは、やはり長い年数がかかりますので、その辺がちゃんと農業委員会のほうで、3年に1度の一時転用許可を取ったりとかもありますので、その辺ができる方でないとなかなか難しいのかなと思います。いずれにしましても、そういったものの営農をやられている方がご希望ということであれば、場所によっては可能というような形となります。いずれ減るということでは、今のところはないと思います。

以上でございます。

○議長

原嶋部長。

○環境経済部長

せっかくですので、加藤さんおっしゃるように、これからこういったものは増えていくのかなと思うのですけれども、入間市の場合、これが初めてなのでしょうか。

○事務局

4条のものの営農型は1件出ているのですけれども、今回5条のものは初めてでございます。

○環境経済部長

委員おっしゃっていたように、再生可能エネルギーですとか、それから地域電力構想というのは入間市でもこれから進めていくというような段階です。まだここは決まっておりません。来年度、入間市の環境経済部の中にエコクリーン政策課というのを作りまして、再生可能エネルギーですとか、資源循環についてを専門的に政策課題を解決していくセクションをつくる予定です。これが今議会に組織見直しを議案提出しまして通りましたので、来年度はそういった政策が、このところを考えていくということになります。

国は、2030年までのCO₂削減をかなり厳しく進めていきなさい、地球温暖化対策の実行計画を各市町村が作りなさいということになっておりますので、その計画も作りながら、この地域電力再生エネルギー化というのは進めていくというふうな予定ではあります。ただ、具体的に何をどうするというのは決まっておりません。公共施設の屋上の50%はパネルを置きなさいだとか、そんな通知は国から来ているのですけれども、まだ具体的にはそれが入間市としては進んでおりません。

一方、やはり環境保全というところでは、これは今度は環境課のほうになるのですけれども、来年度は生活環境課というふうになります。こちらがその取締りをしていかななくてはならないということで、環境保全に関する条例も作りたいというふうに思っております。ここがうまく相まって、環境が守られる、市民生活が守られるような形で再生可能エネルギー、地域電力構想を進めていくというような、両方課題を持っています。今のところは、すみません、まだ具体的には進んでおりません。

以上です。

○農業委員9番（加藤敏夫君）

きちんとした条例みたいなのをつくって、ある程度、受け入れやすいような形をやっぱり

やっていくのが大事かなと思うのですけれども、実際問題として、太陽光だと年数として20年ぐらいが限度だというような話も聞きますけれども、自分なんかは、その先のことは分からないのだけれども、要するに年限がたって、その取り替えるような形の取れるような会社だったらいいのだと思うのですけれども、実際問題、どうなるか分からない。それが放置されるような状況が起きると、やっぱりその後、問題になってくると思うのですけれども、確かに20年というスパンで考えていくと、撤去の問題とか、そういったことも何かとして考えの中に入れてほうが良いと思うので、提案として、ぜひともできれば。

○議長

ほかにございませんか。

どうぞ。平塚委員。

○農業委員2番（平塚尚吾君）

以前、〇〇のほうでソーラーパネルの設置したのが、支柱の部分の転用の許可を取ってのソーラーパネルでしたよね。今回、この場合は、上空の利用を目的とした地上権の設定ということなのですが、この図面の資料の中に、ここにパワコンというのがあるのですけれども、パワコンが9台と書いてあるところ。このパワコンというのは箱なのですか。もし箱だった場合に、その地上権の設定に兼ね合うのかどうかという部分。その上空の地上権。その辺を教えていただきたい。

○事務局

すみません。ちょっと図面がパネルからはみ出ているように見えるのですけれども、実際は下に丸が書いてあるのが支柱の位置になりまして、その支柱にくくりつけるということで、地面に置くこともなく、要は空中に浮いた形になります。それで、こちらのパワーコンディショナのほうも太陽光の屋根の下にかかってしまうということですので、屋根というか、パネルの下です。支柱が内側にあるものですから。ですので、面積としてこの598.56平方メートルでしたから、そちらのほうの中に含まれる形となっております。

○農業委員2番（平塚尚吾君）

地上に浮いているわけ。

○事務局

そうです。柱、こちらの丸が書いてあるのが支柱なのですけれども、支柱にくっつくものになりますので、支柱にくっついて、そのパネルのところからはみ出ないということですの

で。

○議長

これ、9ブロックあるではないですか。あれがおのおのこのパソコンが1台ずつつくというような。

○事務局

そうでなく、パワーコンディショナが9台と書いてあるのは、このパネルが9か所ありますので、それに対応して9個あるということになります。

○農業委員6番（田嶋正明君）

図面表示がおかしいのではないか。

○事務局

ちょっと図面が誇張して書いて。

○農業委員6番（田嶋正明君）

パソコン位置と書いてあるけれども。

○事務局

分かるためにこのように書いてあるのかなというふうには。

○議長

ほかにございますか。よろしいですか。

（なし。の声）

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長

全員賛成でございます。

議案第1号の5番は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

また、議案第3号の2番は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

なお、議案第1号の5番の案件の許可日は、議案第3号の2番の案件と関連がございますので、議案第3号の2番の案件が県から許可される日と同じ日といたします。

それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申についてを議題といたします。

本議案では、担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号と当事者の氏名、筆数、面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

担当、8番、法務委員、説明を願います。

○農業委員8番（法務 勸君）

8番、法務です。議案第2号の1番についてご説明申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

1番、当事者、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、427平方メートル。申請理由、申請人は、申請地周辺の農地を耕作し、農業を営んでいるが、ニンニクの栽培、収穫に必要な農機具置場等が不足しているため、農業用施設を設置すべく申請する。摘要、農機具、肥料置場、農作物乾燥場。

理由書が出ています。

申請人から提出された事業計画書を要約して説明いたします。

申請地周辺でニンニクを栽培しているが、周辺地においてニンニクの選別場やトラクター、農機具置場を借用しているが、申請地の利用により借用の必要がなく作業ができます。肥料置場も農地の近隣に設けることで円滑に農作業を進めることができます。

また、2018年に近隣に設置した農業用倉庫でも、選別後の機械乾燥やニンニクの保管場として使用しているが、その前工程である天日干しや泥のついた作物の皮を剥いたり根を切る作業場の確保も必要です。これらの理由により、今回の申請地での農地転用許可申請を行うものです。

以上でございます。

12月23日に、野村推進委員と申請地の状況などを確認してきました。近くにはニンニクが植えてあって、〇〇ニンニクという名前で販売しているそうです。

以上で許可申請をよろしく願います。ご審議のほどよろしく願います。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

推進委員の野村です。

ただいま法師委員の説明があったとおりで、何ら問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

ただいまの議案第2号の1番については、申請人が所有する農地に農機具、肥料置場、農作物乾燥場を設置するための農地転用許可申請でございます。

申請地は農用地区域内でございますが、令和3年11月15日付で農業振興地域整備計画、農用地利用計画の農用地区域の農業用施設用地に用途区分変更されております。農業用施設用地の内容は、肥料、農機具置場、農業作業、農作物乾燥場となっております。都市計画法に関しては、建築物を建築する計画ではないため開発許可は必要ありません。

続きまして、農地法第4条、許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別は、農用地区域内農地でございます。これらのことを踏まえ、立地基準は、農用地区域内農地を先ほどの農業振興地域整備計画の農用地利用計画において指定された用途に供する場合に合致いたします。また、一般基準について、あらかじめ事務局にて審査したところ、敷地造成費等を〇〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。そのほか一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響はないものと判断されれば通過し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。質疑がありましたらお願いいたします。ござ

いませんか。

○事務局

ちょっと補足なのですけれども、今回、農機具の置場につきましては、ビニールハウスで農機具を収納するというので、特に建築確認が必要なものではないというふうに伺っております。

以上でございます。

○農業委員6番（田嶋正明君）

このニンニク栽培する場所というのは、この周辺にあるわけですか。それとも、ここなのですか。

○農業委員8番（法師 励君）

見てきたら、つくるところの周りが全部ニンニクが植わっていた。

○農業委員6番（田嶋正明君）

今回の申請地の周り。

○農業委員8番（法師 励君）

周りです。

○議長

もう数年前からそこで作付をしています、〇〇さんは。

ほかにありませんか。

（なし。の声）

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長

全員賛成でございます。

本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申についてを議題といたします。

本議案では、各担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号ごとに当事者、

受人の氏名、筆数、面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

担当、7番、増田恒治委員、説明を願います。

○農業委員7番（増田恒治君）

7番、増田です。議案第3号の1番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

1番、譲受人、〇〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、272平方メートル。申請理由、申請人は、渡人の転用計画から受人の転用計画へと変更するための農地法5条の規定による許可後の計画変更の承認を得たので、受人は〇〇〇〇へ近い申請地へ自己用住宅を建築するための申請を行う。摘要、自己用住宅、71.19平方メートル。

譲受人から提出された理由書を一部抜粋して読み上げさせていただきます。

現在賃貸アパートに住んでおりますが、今の住まいの傷みや今後の家賃支払いを考え、自己用住宅の建築を計画しました。

選定に当たり、〇〇〇〇にほど近い〇〇〇〇で探し、中古物件や街中、郊外も含め複数選定しましたが、なかなかまとまらなかった折に、今回の申請地を紹介されました。申請地は閑静な土地柄であり、住宅環境もよく最適な場所であったため同地を選定しました。

土地利用について、住宅以外は夫婦2台、来客用1台の駐車場や庭を設ける形です。

以上により、私たちにはどうしても自己用住宅が必要であるため、ご許可くださいますようお願いいたします。

以上です。

去る12月21日に、山畑推進委員と申請地の状況などを確認してきました。先月許可後の計画変更の申請があった箇所、理由書も同じ内容となっております。申請地周辺に農地がないため、申請について特に支障がないかと思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、山畑義行委員、豊岡地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（山畑義行君）

豊岡地区推進委員の山畑です。

ただいま増田委員が説明したとおりでございます。特に問題はないかと思しますので、よろしくご審議お願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

ただいまの議案第3号の1番については、自己用住宅の建築に伴う農地転用許可申請でございます。申請地は、先月の総会で許可後の計画変更についてご審議いただき、承認相当として県へ進達いたしました。その後、県から計画変更の承認が得られております。

都市計画法においては、譲受人の〇〇が市街化調整区域に20年以上居住していることから、同法第34条第12号、市条例第5条第1項第2号イに合致し、開発許可相当と判断されるものと思われま。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、申請地の接する市道に上水道管、公共下水道管が埋設されております。また、〇〇〇〇〇〇から360メートル、〇〇〇〇〇から370メートルに位置していることから第3種農地に該当いたします。よって、代替性など問うことなく、周辺農地への悪影響もなく、一般基準に合致すれば原則許可となります。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、資金計画については、土地購入費、造成費、建築費等の経費を〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか一般基準についても全て合致しております。

つきましては、周辺農地への悪影響がないものと判断されれば許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。

本議案では、各担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号ごとに当事者、相続人の氏名、筆数、合計面積のみを読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

担当、4番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員4番(久保田 勝君)

4番、久保田です。1番についてご説明申し上げます。一部省略して読み上げます。

相続人氏名、〇〇〇〇。2筆。合計面積、3,468平方メートル。

12月21日に堀井推進委員と一緒に現地確認と、〇〇の〇〇〇さんから話を伺ってきました。

主に茶畑で、よく管理されており、〇〇の畑は一部野菜が植えられてありました。耕作は、主に〇〇の〇〇〇さん、〇〇歳がされており、農機具については、普通トラック、耕運機、草刈り機を所有され、摘採機等は知り合いの〇〇さんから借りて管理しているとのことでした。特に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、堀井正信委員、東金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員(堀井正信君)

東金子地区の推進委員の堀井です。

久保田委員が申しあげましたとおり、何ら問題はないかと思われま。よろしくお願ひします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がございましたが、今後も引き続き農業経営を行うものと認められますので、適格者として認めることについてご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当、2番、平塚尚吾委員、説明を願います。

○農業委員2番(平塚尚吾君)

2番、平塚です。議案第4号の2番についてご説明申し上げます。なお、読み上げにつきましては一部省略させていただきます。

2番、相続人氏名、〇〇〇〇。筆数、2筆。合計面積、1,772平方メートル。

12月22日に、耕作状況などを確認し、〇〇〇〇さんには電話で状況を伺わせていただきました。

地図の南側の所在地〇〇〇〇〇の畑は、きれいに耕作され、ハウレンソウが作付されております。また、北側所在地〇〇〇〇〇の畑は茶樹が植えられており、適切に管理されております。〇〇〇〇さんと〇さんで耕作され、軽トラック、動噴、耕運機等を所有して農作業をされておりますので、特段問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、清水裕司委員、藤沢地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員(清水裕司君)

藤沢地区推進委員の清水です。

ただいま平塚委員さんが申されたとおり、大変きれいに管理されておりました。何ら問題

はないと思われまますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行うものと認められますので、適格者として認めることについてご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、3番を議題といたします。

担当、10番、中島伸吉委員、説明を願います。

○農業委員10番(中島伸吉君)

10番、中島です。議案第4号の3番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

3番、相続人、〇〇〇〇。筆数、5筆。合計面積、7,180.41平方メートル。

12月21日に、豊泉推進委員と一緒に現地調査に行きました。その後、電話にて〇〇さんにお話を伺ってまいりました。

申請地5筆は、〇〇地区、〇〇南にまとまっております。農地状態ですが、若干夏場は草も見受けられましたが、現在は非常にきれいに管理されている状態でございます。〇〇さんの作付は、お茶、栗、野菜等となっております。農業機械としては、トラクター1台、耕運機3台、普通トラック1台、乗用型茶摘み機2台、走行型草刈り機1台を所有されております。新たに納税猶予の適用を受けるに当たり、問題はないと思われまますが、どうぞよろしくご審議いただくようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員(豊泉 隆君)

金子地区推進委員の豊泉です。

ただいま中島委員より説明がありましたが、何ら問題はないと思われまます。よろし

くお願いします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がございましたが、農業経営を行うものと認められますので、相続税納税猶予の適用を受けるための適格者として認めることについてご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

続きまして、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定についてを議題といたします。

本議案では、各担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号ごとに当事者、借受人の氏名、筆数、合計面積、利用権種類のみを読み上げるようお願いします。

それでは、1番を議題といたします。

担当、6番、田嶋正明委員、説明を願います。

○農業委員6番(田嶋正明君)

担当、6番、田嶋です。議案第5号1番について説明いたします。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

1番、借受人、〇〇〇〇。筆数、2筆。合計面積、2,318平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

12月21日火曜日に現地視察し、〇〇〇〇さんにもお電話で確認しました。担当地区推進委員は中村義男さんですが、欠席のため、中村郁夫さんが現地を視察しました。場所は案内図のとおり、〇〇〇〇〇〇〇の北側で、〇〇〇〇の北東に当たります。対象の畑は茶畑で、防霜ファンも設置されて、現在も東電と契約中とのこと。茶園の畝間及び圃場周辺の除草もきれいにされています。利用権設定後は中段刈りをして、乗用茶刈り機でも利用するとのこと。〇〇〇〇さんは、お茶、野菜の栽培をされており、野菜、茶の販売を農協等直売所やインターネットサイト、〇〇〇〇の販売、都内でのマルシェの販売等、多方面で活躍されています。お茶の販売、お茶の入浴剤なども、〇〇〇の手伝いを受けながら販売しています。農機具も、乗用茶刈り機、トラクター、動噴、耕運機等一式そろっております。許可後も茶畑としての利用であり、利用権の設定に対して特に問題はないか

と思います。ご審議よろしく申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたら申し上げます。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺地区推進委員の中村です。

ただいま田嶋委員さんの説明のとおりで、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第5号の1番については、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

田嶋委員さんより説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、人間市が定める「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は166アールであり、その農地を全て耕作しております。今回新たに借り受ける農地は計2,318平方メートルで、合計189アールが経営面積となります。また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

なお、議事参与の制限の規定により、9番、加藤敏夫委員には、当該議案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(9番 加藤敏夫委員退席)

○議長

担当、4番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員4番(久保田 勝君)

4番、久保田です。2番についてご説明申し上げます。一部省略して読み上げます。借受人、〇〇〇〇。1筆。1, 942平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

12月18日に宮岡西武地区推進委員と現地確認と、〇〇から話を伺ってきました。

申請地は〇〇〇〇〇の北東400メートルほどのところで、隣接する南側の農地は、〇〇さんの〇〇所有の農地になります。許可後はウドを作る予定とのことでした。〇〇さんのおたくは野菜栽培を中心とした専業農家で、〇〇〇〇さん、〇〇歳と、〇さん、〇〇の4人で農業に励んでおります。農機具についても、耕運機、トラクター、軽トラック等、それぞれ複数台所有しています。借受人として耕作に従事し、利用権の設定に問題はないと思われませんが、よろしくご審査くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、宮岡康光委員、西武地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員(宮岡康光君)

推進委員の宮岡です。

ただいま久保田委員の説明のとおりで、特段問題ないと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

ただいまの議案第5号の2番については、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

久保田委員さんより説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は192アールであり、その農地を全て耕作しております。今回新たに借り受ける農地は1,942平方メートルで、合計212アールが経営面積となります。また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

ここで、9番、加藤敏夫委員の退席を解除いたします。

(9番 加藤敏夫委員復席)

○議長

続きまして、議案第6号 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る意見について、1番を議題といたします。

この議案については、初めに、意見伺いの内容について、事務局に説明を求め、その後、担当委員に説明を願います。

それでは、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、初めに議案書を読み上げさせていただきます。なお、議案書の読み上げは一部

省略をさせていただきます。

議案第6号 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る意見について。

生産緑地法施行規則（昭和四十九年八月十九日建設省令第十一号）及び平成3年9月10日付建設省都公緑発第77号建設省都市局長通知に基づき入間都市計画生産緑地地区の変更について、農業委員会の意見を求めるもの。

1番、変更前、土地所有者、〇〇〇〇外1名。地名、地番、〇〇〇〇〇〇〇〇外2筆。面積、合計4,057平方メートル。生産緑地地区番号、第〇〇〇号生産緑地地区。変更後、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇。2,114平方メートル。第〇〇〇号生産緑地地区（一部変更に伴う変更）。議案書のほうについては以上でございます。

続きまして、ご説明申し上げます。議案第6号の1番については、第118号生産緑地地区の一部について、相続人より市へ買取り申出がありましたが、市は買い取らず、農業者への買取りあっせんも不調に終わったことから、令和3年11月24日付で生産緑地地区として課されていた行為制限が解除されました。このことから、生産緑地法施行規則第1条、建設省都市局長通知により生産緑地地区の変更または廃止に関し、農業委員会に意見を聴くことができるとの規定に基づき、入間市長より農業委員会に対して生産緑地地区の変更による影響について意見を求められているものでございます。

求められている意見の内容は、1点目、市内農地の減少について、2点目、周辺農地に与える影響についての2点でございます。この2点の内容について支障がないか、協議をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長

続いて、担当、9番、加藤敏夫委員、説明をお願いします。

○農業委員9番（加藤敏夫君）

9番、加藤です。6号の1番について説明いたします。

ただいま事務局のほうから報告があったとおり、この土地に関して、12月20日、宮岡推進委員と現地確認をしてみました。地図で見てもらうと分かりますけれども、ほとんど〇〇〇〇〇〇の真ん中に位置しているものでありまして、1点目の市内の農地の減少についてですが、市街化区域の農地であり、市街化を促進する区域であることから、支障はないものと思われまます。

2点目の周辺農地に与える影響についてですが、隣接の農地は、第〇〇〇号生産緑地地区で残るため、特に影響はないものと考えられます。

以上、説明させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、宮岡康光委員、西武地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（宮岡康光君）

推進委員の宮岡です。

ただいま加藤委員の説明のとおりで、特段問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、この件につきまして何かご意見がございましたらお願いいたします。

はい。

○農地利用最適化推進委員（山畑義行君）

変更前の計4,057平米と書いてあるのですけれども、これは2,114と1,842と99を足した面積なのですか。

○事務局

こちら議案書のほうは、今回の一部変更に伴いまして、道路のセットバック分がちょっと除かれてしまったものですから、そちらのは市に寄付してしまったということで、ちょっとここには入ってございませんが、足すと、こちらの道路分も含めると4,057平米になるような形でございます。ですので、ちょっとその数字を足してもならないような状態でございます。

以上でございます。

○議長

よろしいですか。

はい、どうぞ。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

大したことはない、確認だけなのですけれども、先ほど加藤さんの説明の中で、一部は生産緑地として残るということで、案内図も黒く塗られています。今回、除外部分が白くなっているということで、その場合は、今回 1 名がそのまま継続するのですか。

○事務局

白くなっているところは残るような形となりまして、外 1 名の方が、生産緑地の一部だけを、要は買取り申出をしたということですので、相続により 2 名の方が、相続人、1 名の方がなったということでございます。

以上でございます。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

上の表記は、今回 1 名ということで、2 つのところなので、一部生産緑地で残るといことなので、残るほうは、その外 1 名の内容をそのまま継続するものなのですかという質問なのです。

○事務局

すみません。説明させていただきます。変更前につきましては相続のほうはまだ済んでおりませんでしたので、〇〇〇での申請ということで、〇〇〇〇さん外 1 名となっております。変更後につきましては、相続のほうが確定しまして、〇〇〇〇と。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

分かりました。

○事務局

それで、こういう形になりました。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

了解。

○議長

よろしいですか。

（なし。の声）

○議長

それでは、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見はありません」という旨で回答してよろしいでしょうか。
賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。本件の意見聴取の回答として、「特に意見はありません」ということ
に決定いたしました。

それでは、報告事項に入ります。

農地賃貸借合意解約については1件、農地法第3条の3の規定による届出については5件、
同法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については18件、それぞれ入間市農業
委員会事務局・事務専決規程第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第
1号、第2号及び第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は全て終了いたしましたので、委員会を閉会し、協議会に切り替え
ます。

閉会 午前10時40分